

## 新たな検査制度における核燃料施設等に係る 検査指摘事項の取扱いについて

令和元年 11 月 5 日  
検査監督総括課  
核燃料施設等監視部門

### 1. はじめに

新たな検査制度における核燃料施設等の検査指摘事項の取扱いについては、令和元年 10 月 2 日の第 33 回原子力規制委員会でのご指摘やこれまでの試運用における経験等を踏まえ、以下の考え方を基本として整備することを検討中である。

○核燃料施設等は、施設の特徴や取扱う核燃料物質の量が様々であり、統一的な評価指標を定めにくいことから、実用炉とは異なる方法で検査指摘事項の取扱いを行うこととする。

○当該検査指摘事項の取扱いは、核燃料施設等の特徴や状況、指摘事項の内容などを踏まえ、安全重要度・対応措置評価会合（SERP）において判定を行うこととする。

### 2. 核燃料施設等の検査指摘事項の取扱い

- ・検査指摘事項は、指摘事項（追加の行政措置有り、無し）の 2 区分で判定を行う。
- ・追加検査の程度についても、実用炉における考え方や核燃料施設等の状況等を総合的に勘案し、SERP において決定する。

### 3. 今後の予定

本案について、過去の検査事例等への適用や、現在実施中の試運用を通じて、適切な評価結果に導くプロセスとなっているか本格実施に向けて検討を進める。

# 参考 核燃料施設等における原子力規制検査の流れ

